



平成25年8月20日

各 位

株 式 会 社 関 門 海  
代表取締役社長 田 中 正  
(コード番号：3372 東証マザーズ)  
問合せ先 経営支援部シニアマネージャー  
田 渕 広 宣  
電 話 番 号 06-6578-0029 (代表)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年8月20日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更の目的

平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とするため、株式の分割を実施するとともに、単元株式数を100株とする単元株制度の採用を行います。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はございません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成25年9月30日(月)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	96,090株
今回の分割により増加する株式数	9,512,910株
株式分割後の発行済株式総数	9,609,000株
株式分割後の発行可能株式総数	24,000,000株

(注) 上記発行済株式総数は、平成25年8月20日現在の発行済株式総数であり、新株予約権の行使等により、株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

##### (3) 分割の日程

基準日公告日	平成25年9月13日(金)
基準日	平成25年9月30日(月)
効力発生日	平成25年10月1日(火)

#### (4) 新株予約権の行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年10月1日(火)以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
平成16年2月25日株主総会決議に基づく新株予約権	12,500円	125円
平成16年11月29日株主総会決議に基づく新株予約権	15,000円	150円
平成18年2月24日株主総会決議に基づく新株予約権	212,000円	2,120円
平成18年2月24日株主総会決議に基づく新株予約権	223,283円	2,233円
平成20年2月28日株主総会決議に基づく新株予約権	86,946円	870円
平成23年10月19日取締役会決議に基づく新株予約権 ※	21,090～84,360円	210.9～843.6円

※行使価額修正条項付新株予約権(MSワラント)であります。行使価額は、本新株予約権の各行使請求にかかる通知(以下、「本行使請求通知」という。)を当社が受領した日(以下、「修正日」という。)において、当該修正日の直前の金曜日(ただし、当該金曜日が取引日でない場合は、当該金曜日の直前の取引日とする。また、修正日が取引日である金曜日であり、当該本行使請求通知の受領時に株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)におけるその日の売買立会が終了している場合は、当該金曜日とする。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下、「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。なお、修正日価額の下限は下限行使価額、上限は上限行使価額とされており、上記の調整前行使価額及び調整後行使価額は、それぞれ「下限行使価額～上限行使価額」で記載しております。

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成25年10月1日(火)をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

#### (2) 新設の日程

平成25年10月1日(火)

(注) 東京証券取引所マザーズにおける当社株式の売買単位は、平成25年9月26日(木)をもって1株から100株に変更されることとなります。

### 4. 定款一部変更

#### (1) 変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日(火)をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③ 現行定款第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>240,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,000,000株</u> とする。
(新設)	<u>(単元株式数)</u> 第7条 <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第7条～第36条 (条文省略)	第8条～第37条 (現行どおり)
(新設)	附則 <u>第6条の変更及び第7条の新設並びにこれに伴う条数の繰下げの効力発生日は平成25年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

5. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の増加はありません。

以 上